

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(1) 社会福祉施設の概況

社会福祉施設については、既に第1節から第3節までにおいてふれてきたが、社会福祉事業のなかできわめて重要な分野の一つであるので、ここで全般的な概況と全施設に共通する諸問題について総括して述べておきたい。

社会福祉施設には、大別して生活保護法による保護施設、老人福祉法による老人福祉施設、身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設、売春防止法による婦人保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援護施設、それに社会福祉事業法による施設があつて、その設置・経営主体は、一部の施設を除き国、地方公共団体、社会福祉法人を原則としている。

社会福祉施設の施設数及び収容人員等の状況は、第3-5-1表のとおりであつて、昭和42年12月末現在公立、私立の施設あわせて1万8,000あり、収容人員は、約113万人、施設に従事する職員は約15万人に達している。

第3-5-1表 社会福祉施設の施設数、定員・現在員・従事者数

第 3—5—1 表 社会福祉施設の施設数、定員・現在員・従事者数
(42.12末現在)

	施設数		定 員		現 在 員		従事者数	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
総 数	11,381	6,911	733,159	481,342	670,051	464,943	85,409	63,782
保 護 施 設	278	185	20,267	25,866	15,379	21,562	1,776	1,377
老人福祉施設	649	287	39,172	23,971	38,121	24,114	7,309	4,596
身体障害者更生援護施設	148	79	6,275	2,837	4,404	2,462	2,708	1,141
婦人保護施設	47	17	1,574	755	725	476	303	116
児童福祉施設	9,676	5,844	650,077	414,377	598,517	405,295	70,240	54,081
うち保育所	7,593	4,565	616,731	364,056	570,486	360,268	56,081	38,120
精神薄弱者援護施設	36	68	2,896	4,165	2,659	4,114	765	1,110
その他の社会福祉施設	547	431	12,898	9,371	10,246	6,918	2,308	1,411

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

- (注) 1 保護施設の従事者数は医療保護施設の従事者数を除く。
 2 児童福祉施設の定員、現在員、従事者数は助産施設と母子寮の定員、現在員、従事者数を除く。
 3 その他の社会福祉施設の定員、現在員、従事者数は、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数を除く。

公・民間立の施設の割合をみると、30年末に51.8対48.2であつたものが42年末には62.2対37.8となつており、公立施設の割合が高くなつているが、これは公立施設の伸びが民間施設の伸びを上回つているためである。施設の種別別にみると近年養護老人ホームなどの老人福祉施設、精神薄弱児施設、精神薄弱者援護施

設,身体障害者更生援護施設等の伸びが,特に著しい反面,宿所提供施設などの保護施設,児童福祉施設のなかの養護施設,母子寮等は横ばいか若しくは減少傾向にある。

なお,従来の社会福祉施設に加え,38年度から重度の精神薄弱と重度の肢体不自由をあわせもつ重症心身障害児のための施設が設置され,これが42年8月の児童福祉法の一部改正により児童福祉施設とされるとともに,41年度から国立療養所に重症心身障害児の専門病床が整備されることとなり,さらに,42年度からは,群馬県高崎市に心身障害児(者)の総合的な福祉施設としての国立心身障害児(者)コロニーの建設が着手される等,従来立ちおこなっていた心身障害児(者)対策に著しい進展がみられる。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(2) 社会福祉施設の整備

ア 概要

社会福祉施設の整備に要する財源には、国・都道府県の補助金、特別地方債のほか、社会福祉事業振興会の貸付金、自転車競技法等に基づく補助金、お年玉年賀葉書寄附金、共同募金配分金等の資金があてられており、その総額は第3-5-2表のとおり昭和42年度においては、約160億円に達しており、公立2,600件、民間立7,321件について施設の整備が行なわれている。

第3-5-2表 社会福祉施設整備費の財源

第 3-5-2 表 社会福祉施設整備費の財源
(42年度)

	件 数		金 額		
	公 立	民間立	総 数	公 共	民間立
	件	件	百万円	百万円	百万円
総 数	2,600	7,321	16,384	8,934	7,450
補 助 金					
国	924	167	3,300	2,052	1,248
地方公共団体	924	167	2,998	1,864	1,134
融 資					
社会福祉事業振興会	—	323	2,609	—	2,609
特別地方債	752	—	5,018	5,018	—
そ の 他					
日本自転車振興会	—	208	1,431	—	1,431
日本小型自動車振興会	—				
日本船舶振興会	—	12	162	—	162
お年玉年賀葉書寄附金	—	85	344	—	344
共 同 募 金	—	6,359	522	—	522

厚生省社会局調べ

(注) 1 総計の件数は延べ数である。

2 共同募金の件数、金額は施設整備以外に配分したものを含む。

このうち、自転車競技法等に基づく補助金は、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法に基づきいわゆる競輪、オートレース、競艇の益金の一部が民間社会福祉事業に補助されているものであつて、補助の実施主体はそれぞれ日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び日本船舶振興会とされている。また、お年玉年賀葉書寄附金は、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律により寄附金つきお年玉つき郵便葉書の寄附金の相当部分が民間社会福祉事業に配分されているものであり、共同募金についてはいわゆる赤い羽根による共同募金の寄附金が中央共同募金会により

厚生白書(昭和43年版)

民間社会福祉事業に配分されているものである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(2) 社会福祉施設の整備

イ 国庫補助等

国及び都道府県の補助は、原則として関係法律の定めるところにより、行なわれており、その補助率はおおむね国庫補助にあつては、整備費の4/2、都道府県の補助にあつては整備費の1/4とされている。その額は、あわせて、42年度において社会福祉施設整備費の財源の38%強にあたる63億円に達しており、各種社会福祉施設の整備の促進に大きく寄与している。

42年度においては、国庫補助金33億円をもつて養護老人ホーム等老人福祉関係施設111件(約9億3千万円)、重度身体障害者更生援護施設等身体障害者更生援護施設19件(約1億9千万円)、精神薄弱児施設29件(約3億円)、保育所472件(約4億5千万円)、重症心身障害児施設8件(約1億5,000万円)、精神薄弱者援護施設20件(約1億4千万円)等総件数にして1,091件について整備が行なわれており、43年度においては36億円の国庫補助金が計上されている。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(2) 社会福祉施設の整備

ウ 社会福祉事業振興会

社会福祉事業振興会の行なう民間社会福祉施設の整備に必要な資金の融通については、施設経営の非営利性ということもあつて、長期低利の融資に対する要望が特に強いため、貸付利率年5分1厘1毛、無利子期間最長2年、償還期限最長20年で貸し付けている。貸付原資は、国庫出資金のほかに39年度から導入した資金運用部資金借入金でまかなわれており、42年度末現在で政府出資金累計10億5千万円、資金運用部資金借入金累計41億円の合計51億5千万円に達している(第3-5-3表参照)。

第3-5-3表 社会福祉事業振興会年度別貸付状況等

第 3—5—3 表 社会福祉事業振興会年度別貸付状況等

	資金計画	出 資 金	資金運用部 資金借入金	貸付件数	貸 付 金 額
	千円	千円	千円	件	千円
38年度	321,000	950,000	—	138(51)	320,890(254,900)
39	600,000	100,000	300,000	169(65)	604,140(396,100)
40	800,000	—	600,000	173(68)	810,590(401,300)
41	1,200,000	—	1,000,000	203(57)	1,277,340(346,200)
42	2,300,000	—	2,200,000	323(83)	2,608,700(551,580)

厚生省社会局調べ

(注)：貸付件数欄の() 書は老朽民間社会福祉施設の建て替えに対する貸付件数及び貸付金額で、再掲であり、38年度から41年度までのものは、年金福祉事業団が貸付けたものである。

なお、43年度の貸付原資には、資金運用部資金からの借入金28億円に償還金2億円を加えた30億円が当てられることとなつている。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(2) 社会福祉施設の整備

Ⅰ 老朽施設の整備

社会福祉事業は、公私の社会福祉事業の均衡ある発展によつて、はじめて実効をあげるものであることは、論をまたない。ところが、社会福祉法人の設置経営する社会福祉施設のなかには、老朽化のあまり施設自体の存続が危険か、又は緊急修理が必要なものが数多く存在しており、施設の近代化の阻害要因となつているだけでなく、民間社会福祉事業の発展の大きなあい路ともなつている。

国としては、このような老朽度の著しい木造の民間社会福祉施設(建物の保安度1万点を満点とした場合4千点以下のもの)について、とりあえず、38年度から42年度までの5年計画により優先的に国庫補助金を交付し、鉄筋かブロックにより近代建築への建て替えを促進してきたところであるが、これに合わせて38年度から41年度までの間は年金福祉事業団が、42年度は社会福祉事業振興会が、当該老朽施設の建て替えに必要な法人自己負担額を、それぞれ当該借入法人から利子を徴しないで貸し付けてきている。

社会福祉事業振興会が、このために42年度に貸し付けた金額は、5億5,000万円(貸付対象83件、実施面積4万2千平方メートル)に達しており、38年度から41年度までの年金福祉事業団からの貸付金をも加えると、貸付対象件数は累計324件、実施面積は累計17万9千平方メートル、貸付金累計は19億5,000万円に及んでいる。

現時点においては、一応当初の5年計画は終了したとはいえ、なお、老朽度の著しい民間社会福祉施設が数多く残存しており、これらを建て替えることが、直接、収容者の安全と処遇の向上を図ることにもつらなるので、国としては、とりあえず、43年度を初年度とする第2次3年計画により、41年4月30日現在において老朽化している建物のうち、現在、なお整備されていない約150か所(約8万平方メートル)の建て替えを促進することとしている。これに要する経費として、43年度においては、国庫補助金3億7,900万円、社会福祉事業振興会貸付金2億円が、それぞれ計上されている。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(3) 社会福祉施設の運営

社会福祉施設については、生活保護法等社会福祉関係法律の規定に基づく措置のための委託が制度化されており、施設に該当者を委託した場合に原則として国、都道府県ないし市町村はいわゆる措置費を負担することとされている。この措置費は、飲食物費を主とする事業費と施設職員の給与等人件費を主とする事務費からなる。

このうち、飲食物費は生活保護基準におおむねスライドして定められており、一方事務費の中心である職員の人件費については、おおむね国家公務員に準じて格付けられており、年々、国家公務員のベースアップ率に見合う給与水準の引上げが見込まれている。

措置費の負担割合は、保護施設、軽費老人ホームを除いた老人福祉施設などについて、都道府県知事及び指定都市の市長が措置権者のときは、国が8/10、都道府県(指定都市)が2/10であるが、市長及び福祉事務所を管理する町村長が措置権者であるときは、国が8/10、市町村が2/10とされている。他方、保育所等について、入所先施設が市町村立ないし民間立施設のときは、国が8/10、都道府県(指定都市)が1/10、市町村が1/10をそれぞれ負担することとされている。

昭和42年度においては措置費について、各種施設の職員の増員、旅費、庁費の増額、社会保険事業主負担金の率の引き上げ、保育所職員の給与の地域差是正等の事務費補助金の改善及び飲食物費その他一般生活費の増額、児童用採暖費等の事業費補助金の改善が実現し、国庫が負担する措置費総額は、前年度の399億円から486億円に増額されている。さらに43年度においても職員の増員、庁費の増額、保育所職員の給与の地域差是正、飲食物費の増額、小規模保育所の新設等の各種の改善が実現し、約547億円(当初予算)の予算が計上されている。

なお、各種の社会福祉施設についての措置費の推移は、第3-5-4表に示すとおりであり、その額は、逐年相当の伸びを示している。

第3-5-4表 社会福祉施設運営費の推移

第 3-5-4 表 社会福祉施設運営費の推移

(単位：千円)

	30 年 度	36	42
社会福祉施設 措置費計	6,521,766	13,164,042	48,611,613
保 護 施 設	794,485	1,752,634	1,191,131
身体障害者更生援護施設	56,265	141,717	1,185,741
結核回復者後保護施設	5,076	34,967	16,960
老人福祉施設	—	—	9,613,181
婦人保護施設	25,000	129,039	290,224
児童福祉施設	5,640,940	11,059,898	35,112,490
うち保育所	2,525,105	5,167,975	19,189,360
精神薄弱者援護施設	—	45,787	1,201,886

厚生省社会局，児童家庭局調べ

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(4) 社会福祉施設に従事する職員

社会福祉施設に従事する職員数は昭和42年12月末現在で、専任、兼任あわせて約15万人に達するが専任のみでは約13万人である。これら職員の職種は、施設長、生活指導員、職業指導員、PT(理学療法士)、OT(作業療法士)その他の療法士、心理、職能判定員、医師、保健婦、看護婦、保母、寮母、栄養士、義肢工、事務職員等多岐にわたっており、施設におけるそれぞれの職員の充足率は、職種により高低がある。たとえば、41年12月末現在における専任者数を基準数と比較してみた場合に、特に、保健婦、心理判定員、運動療法師、作業療法師の職種について基準数を大幅に下回っている。

傾向としては、第3-5-5表のとおり、職員数が増加しているが、これは、社会福祉施設の施設数の増加に相当数が吸収されてしまうものとみられるので、なお、一層職員の確保に努める必要がある。

第3-5-5表 社会福祉施設の従事者数(専任のみ)

第 3—5—5 表 社会福祉施設の従事者数(専任のみ)

(単位：人)

	38年末	39	40	41	42
総 数	90,122	97,664	104,262	114,434	125,955
保 護 施 設	2,731	2,648	2,617	2,643	2,631
老 人 福 祉 施 設	6,534	7,411	8,355	9,494	10,556
身体障害者更生援護施設	1,604	1,804	1,944	2,085	2,770
婦 人 保 護 施 設	292	306	307	273	262
児 童 福 祉 施 設	76,719	82,646	87,804	95,741	105,512
う ち 保 育 所	56,941	60,493	64,039	69,603	77,122
精神薄弱者援護施設	385	836	1,115	1,433	1,670
その他の社会福祉施設	1,857	2,013	2,120	2,765	2,554

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

- (注) 1 保護施設は医療保護施設を除く。
 2 児童福祉施設は助産施設を除く。
 3 その他の社会福祉施設は無料低額診療施設を除く。

国においては、これら職員の待遇の確保を図るために従来より、施設職員の給与を国家公務員に準じて格付けを行ない、また国家公務員のベースアップと同率の給与引上げを図ってきた。このほか社会福祉施設職員の退職手当共済制度がある。

本制度は民間社会福祉施設に勤務する職員の待遇改善策の一環として、36年に社会福祉施設職員退職手当共済法が施行されたことに伴い創設されたものであつて、社会福祉事業振興会がその運営にあたっている。この制度は、民間社会福祉施設職員に国家公務員に準じた退職手当を支給しようとするもので、毎年の

退職金の財源を施設経営者の掛金、国及び都道府県の補助金によってまかなっており、施設経営者の掛金をできるだけ低くするために、国及び都道府県の補助率は、それぞれ1/3という高率に決められている。

42年4月1日現在における加入者数は46,141人、42年度の退職者は6,666人となっている。退職手当金の計算の基礎となる額は、職員の退職時の給与にかかわらず、政令で一定の金額とされているが、この金額は、41年度の13,000円から42年度に15,000円に引き上げられ、退職手当金支給額の改善が行なわれたが、これに伴い、単位掛金額は860円から1,080円となった。43年度においても前年度に引き続き、退職金の計算の基礎となる額が1万6,000円に、単位掛金額が1,230円にそれぞれ引き上げられており、社会福祉施設職員の待遇改善、ひいては職員の確保に寄与するところが少なくない。

第3-5-6表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

第 3—5—6 表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

	38年度	39	40	41	42
退職手当支給人員 (人)	2,813	4,673	7,031	5,937	6,666
退職手当金支給総額 (千円)	14,733	40,354	94,218	103,421	151,918
加入者数 (人)	33,763	35,394	38,095	41,892	46,141
単位掛金額 (円)	150	460	740	860	1,080

厚生省社会局調べ

(注) 加入者数は各年4月1日付けの人員である。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

1 社会福祉施設

(5) 今後の課題

これまで、社会福祉施設の全般的な概況と全施設に共通する施策について概説してきたが、施設整備の促進、職員の確保対策、措置費の改善など今後の課題が少なくない。

その一つは施設整備の方策に関するものである。特に、最近においては、人口の老齢化傾向、急速な世帯の細分化、母親の就労機会の増大や国民の社会福祉に対する関心の高まりなどに対応して、社会福祉施設のなかでも、とりわけ老人ホーム、心身障害児(者)施設、保育所等の整備需要は大きくなる一方である。しかも、老人福祉とか心身障害児(者)福祉の施策は立ちおくれの著しい分野であるから、42年3月に策定された経済社会発展計画においても指摘されているように、これらの施策を極力推進する必要がある。このためには、まず、国庫補助金及び社会福祉事業振興会の貸付原資等の資金を大幅に増額するとともに、現在関係各方面からその策定を強く要望されている社会福祉施設整備の長期計画を早急に具体化し、もつて社会福祉施設の体系的整備を図ることが是非とも必要である。

これとともに、社会福祉施設の運営面についても、あわせて改善を要する点が多い。先にもふれたとおり、現在、社会福祉施設には措置費が国、都道府県ないし市町村により負担されることとなっており、これにより運営が行なわれているものであるが、措置費の内容が必ずしも十分でないこと等により、特に民間施設は経営に種々困難をきたしている状況にある。このため、国においては従来より措置費の改善等を行なってきたところであるが、今後とも、措置費の内容充実に努めることが必要とされている。

さらに今後特に長期的かつ強力な対策の樹立が望まれるものに職員の確保対策がある。職員のうちでも、現に保母、生活指導員、心理職能判定員その他の者については必要数が充足されていない状況にある。社会福祉施設の在所者の処遇については、専門的な知識、技能を必要とし、かつ収容施設にあつて直接在所者の処遇にあたる施設従事者の業務は、特に複雑困難をきわめるものだけに、一般に若年労働力の不足が年々深刻化しつつあるわが国の社会経済事情にかんがみると、特に職員の確保については周到な対策を講ずることが要請され、その当面の対策として、職員養成施設の整備拡充、職員の給与の大幅改善、退職手当共済制度による退職手当金の増額等を緊急に進めるとともに、施設従事者の資質の向上のための措置を積極的に講ずる必要があるのである。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

2 福祉事務所

福祉事務所制度は発足以来17年を経たが、その間に制度及び運営上種々の問題が生じている。その第1は管轄する福祉地区の問題である。発足当初は、管内人口10万を適正規模と構想したのであるが、その後の町村合併の進行に伴う新市の誕生、農漁村における人口の過疎化等に伴い管内人口5万未満の小規模事務所が全体の1/3を占めるようになり他方人口の都市集中化に伴い管内人口20万をこえる大規模事務所も一割を占めるに至り都道府県の設置するもの369、市及び特別区の設置するもの681、町村の設置するもの2となっている。

福祉事務所は生活保護法、児童福祉法、母子福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法のいわゆる社会福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどることとされているが、これ以外の社会福祉に関する事務についても社会福祉六法の運営に支障をきたさないかぎり所掌してもさしつかえないことになっている。

福祉事務所の職員は、指導監督を行なう所員、現業を行なう所員、事務を行なう所員、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童主事等により構成されており、総職員数は昭和42年6月1日現在で3万1,114人が配置されている(第3-5-7表参照)。

第3-5-7表 福祉事務所職種別職員数

第 3-5-7 表 福祉事務所職種別職員数

所 長	次 長	課 長			係 長		査 察 員 (課長以外)	現 業 員		身 障 福 祉 司			精 薄 福 祉 司		老 福 指 導 主 事			
		兼 任 指 導 員	兼 任 指 導 員	兼 任 指 導 員	兼 任 指 導 員	兼 任 指 導 員		現 業 員	専 任 指 導 員	専 任 指 導 員	兼 任 指 導 員	専 任 指 導 員	兼 任 指 導 員	専 任 指 導 員	兼 任 指 導 員			
総数	1,052	255	235	418	1,197	1,457	319	8,582	210	364	147	572	105	29	797	153	90	741
郡部	369	58	196	298	320	353	111	3,097	1	182	43	175	59	13	267	54	22	297
市部	683	197	39	120	877	1,104	208	5,485	209	182	104	397	46	16	530	99	68	444
	家児指 導主事	児福社 司(福 担当者)	福社六 法職員	福社六 法外 事	家 庭 相 談 員	婦 人 相 談 員	母 子 相 談 員	母 子 福 祉 協 力 員	福 祉 選 員	嘱 託 医	合 計	福 外 の 職 員 所 以						
	専任 有資格	兼 任	専任 有資格	兼 任	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
	48	36	314	96	4,529	1,385	7,132	44	744	34	221	104	629	5	308	1,186	31,114	3,035
	19	11	98	54	1,273	428	643	2	301	15	64	79	502	4	259	400	9,230	947
	29	25	216	42	3,256	957	6,489	42	443	19	157	25	127	1	49	786	21,864	2,088

厚生省社会局調べ

このうち社会福祉六法の措置に伴う現業を行なう所員は8,792人である。この所員は福祉事務所活動の中

心となつて要援護者等の生活指導、調査等にあつており、その業務の遂行には専門的な知識及び技能を必要とするので社会福祉事業法は一定の資格基準を定めるとともに一定数の有資格者を確保するため定数基準をも定めている。42年6月1日現在の定数は9,399人で充足率は93.5%、有資格率は72.1%となつている。また、現業事務の指導監督を行なう職員、各福祉司、各指導主事についても社会福祉の専門的知識技能を必要とする職員として、それぞれ一定の資格基準を定めている。

福祉事務所は社会福祉行政を最も効果的かつ合理的に運営するために設けられた社会福祉行政組織の中核をなすものであり、国民と直接に接触を保つ第一線の現業専門の機関である。その設置は、社会福祉事業法により都道府県並びに市及び特別区は義務設置、町村は任意設置とされており、都道府県の設置するものは郡部の地域を管轄している。42年6月1日現在1,052か所が設置され、このうち規模の差が顕著となつてきた(第3-5-8表参照)。

第3-5-8表 管内人口別福祉事務所数

第 3-5-8 表 管内人口別福祉事務所数

	総 数	人 口								
		20,000 未 満	20,000 ~ 29,999	30,000 ~ 49,999	50,000 ~ 79,999	80,000 ~ 99,999	100,000 ~ 149,999	150,000 ~ 199,999	200,000 ~ 299,999	300,000 以 上
総数	1,052	12	46	301	268	101	138	82	71	33
郡部	369	10	19	65	122	52	70	22	9	0
市部	683	2	27	236	146	49	68	60	62	33

厚生省社会局調べ

また、都道府県が設置する郡部福祉事務所の管轄する福祉地区についてはその地区内の町村が既存市に合併されたり新市を形成することによつて管轄区域が寸断され各所に飛地を生ずることとなつた。第2は所掌事務の増加等に伴う職員の定数の問題である。現業を行なう所員いわゆる現業員は当初生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法のいわゆる社会福祉三法を所掌していたのに対し、現在は前述のように社会福祉六法を所掌しているが、これに対応する現業員の増加が図られず社会福祉三法当時の定数基準のまま今日に至つており、また、実際にも現業員はその業務のうち約75%を生活保護法の施行のためにさかれているのが実情である。他面、近年社会福祉の分野、特に、老人、児童、身体障害者、精神薄弱者、母子家庭等いわゆる社会福祉五法の分野に向けられる国民の関心は年をおつて高まりをみせている。これら国民各層の声にこたえるためにも福祉五法の実施体制を確立することは現下の急務となつている。第3は、福祉事務所の性格の問題である。福祉事務所は前述のとおり社会福祉六法に定める事務をつかさどるところとされているが現在では社会福祉六法のみを行なつているところは全体の1割にすぎず大部分の福祉事務所は社会福祉六法以外の事務をもあわせて所掌しており地域社会における社会福祉行政のセンターとしての性格を強めつつある。したがつて、福祉事務所が所掌すべき事務の範囲内容等を明らかにすることによつて、その性格を明確にする必要がある。

このほか福祉事務所の組織、職員の資格基準等について福祉事務所の専門的、技術的機能を高めるため再検討すべき問題が少なくない。これらの諸問題について現在種々検討が進められているところであるが43年度においてはとりあえず現業員の増員措置を講ずることとなつた。つまり社会福祉六法を総合的に所掌することとされていた従来の現業員のほかに新たに福祉五法のみを専門に所掌する現業員を設けることとし、地方交付税において本年度はとりあえず人口10万に2人の割合で配置する措置がとられることとなつた。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

3 民間社会福祉活動

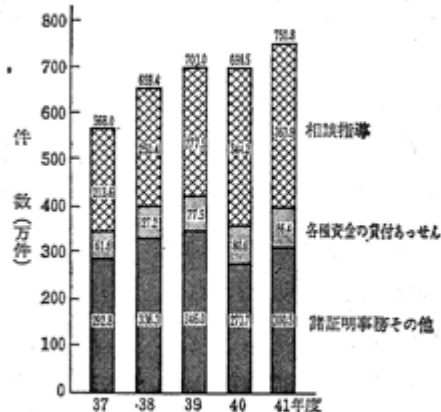
(1) 民生(児童)委員

民生(児童)委員制度は大正6年岡山県に済世顧問制度として創始されてから昭和42年度でちょうど50年になる。この間人間愛、社会愛を基調とする社会奉仕の精神をもつて、社会の底辺にとり残されて恵まれない日々を過している人々に対してその保護及び指導を行なつて社会福祉の増進に努めてきた。民生(児童)委員の活動内容は、福祉事務所をはじめとする行政機関が行なう社会福祉活動に対して協力活動を行なうほか、地域住民の福祉増進を図るための調査、相談指導等の自主的活動を広範囲に行なつている。民生(児童)委員の定数は、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が市町村長の意見を聞いたうえで定めることになつており、現在の定数は12万9,793人である。具体的な人選は市町村段階の民生委員推せん会、都道府県段階の民生委員審査会によつて行なわれ、さらに都道府県知事の推せんに基づいて厚生大臣が委嘱することになつている。任期は3年で3年毎に全国いつせいに改選が行なわれており、次の改選期は43年12月である。なお、民生委員の年齢は改選の都度高齢化しつつあり、又婦人民生児童委員が全体の28%を占めている。

民生(児童)委員の活動状況は第3-5-1図のとおりであり、社会経済情勢の変動により民生(児童)委員活動の重要性は年々増大している一方、その活動の困難性もまた増大している。特に都市部においては農村と比べて都市特有の複雑な生活型態とか、人口の激しい流動性というようなことのために十分な活動が行なわれにくい問題がある。今後も続くであろう著しい都市化の傾向に適應して民生委員活動の今後のあり方が大きな課題となつている。

第3-5-1図 民生(児童)委員の活動状況

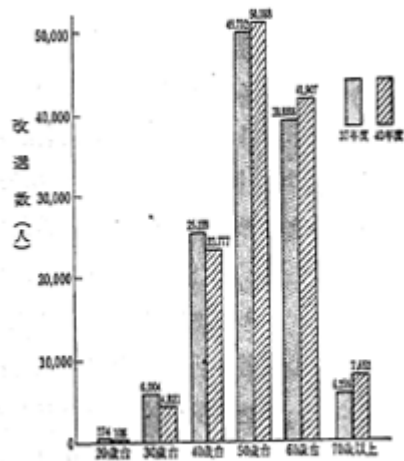
第3-5-1図 民生(児童)委員の活動状況



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第3-5-2図 昭和40年の民生(児童)委員の改選状況(年齢階層別)

第 3-5-2 図 昭和40年の民生(児童)
委員の改選状況
(年齢階層別)



厚生省社会局調べ

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

3 民間社会福祉活動

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他の生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。

このような機能をもつた社会福祉協議会は全国の市区町村、都道府県及び中央の各段階に組織されており、その組織結成の状況は、中央及び都道府県段階ではすべて、また、市町村段階でもほとんど100%に近い結成率をみている。各段階の社会福祉協議会は、ともに共通の目的機能をもっているが、それぞれの社会福祉協議会の活動する地域社会が内包する生活上の諸問題が、あまりにも複雑多岐にわたるものであり、また対象とする地域社会の広狭の差もあつて、具体的な活動内容には、かなりの差異がある。しかしながら最近の市町村段階の組織的活動としては、全国各地で緊急性の多い共通問題となっている「子どもを交通事故から守る運動」をはじめとする「子どもの遊び場づくり運動」「公害をなくし町を美しくする運動」「健康で明るく、生きがいのある人生をつくる老人福祉」などの諸活動が年々加速度的に発展していることが特徴となつている。

国も、これら社会福祉協議会活動の推進を育成するため、昭和38年度以降、全国社会福祉協議会に企画指導員10人を、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会に福祉活動指導員156人を設置するために補助金を支出しており、また41年度からは、さらに市町村社会福祉協議会にも福祉活動専門員(44年度までに合計663人)の設置費の補助を行ない、市町村段階の社会福祉協議会活動の育成強化を積極的に進めている。このような活動を行なつている社会福祉協議会の財源をいかに健全に維持確保するかが現下の問題となつている。特に42年9月の行政管理庁の勧告により、社会福祉協議会の人件費、事務費に対して共同募金の配分を受けることは適当でないとの指摘がなされたことにもかんがみ、人件費、事務費についてはできるかぎり公費及び会費をもつてまかなうこととし、特に43年度においては、都道府県社会福祉協議会の一般事務職員に対して138人の国庫補助を行なうこととした。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

3 民間社会福祉活動

(3) 共同募金会

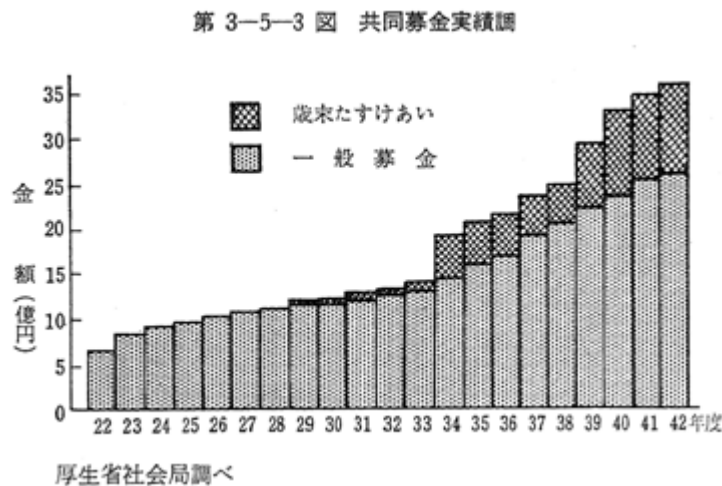
共同募金運動は、「国民たすけあい」の精神を基調とした地域社会の自主的活動によつて、民間社会福祉事業を推進するための財源を造成しようとする全国的国民運動である。

このように国民のひとりひとりが協力しあい、各人が分に応じて寄与することによつて地域住民相互の福祉が確保されるという倫理性によつて展開される場所に大なる意義があるとともに、そこに世論の支持があつまるゆえんであるといえよう。

この運動の実施主体として各都道府県の区域ごとに共同募金会が組織されており、その連合体として中央募金会が設立されている。

共同募金は一般募金と、年末に重点をおいて実施される歳末たすけあい募金とに大別され、その募金額はいずれも第3-5-3図にみられるように年々増額をみている。

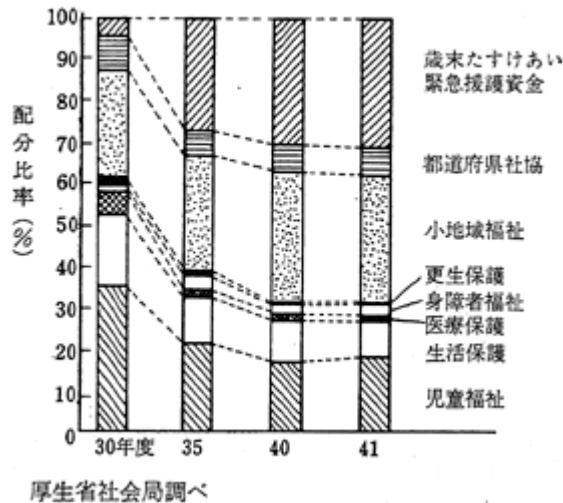
第3-5-3図 共同募金実績調



募金の方法では、募金総額に占める戸別募金、街頭募金の割合が横ばいの状況にあるのに比べて、法人募金が年々伸びを示している。また、募金実績額は41年度には34億円に達しており、その配分の状況は、第3-5-4図のとおりとなつている。共同募金発足以来20年間の募金額の累計は、327億円にも達しており、民間社会福祉活動の財源造成に大きな役割を果たしてきている。

第3-5-4図 共同募金配分

第3-5-4図 共同募金配分



しかし、近年における国民の社会福祉に関する理解と関心が高まる一方、共同募金運動に関するさまざまな批判もあることから、共同募金会においては昭和41年2月に20周年を期しての共同募金強化策大綱を定め、共同募金運動の持つ使命を再確認し、広報活動の強化、配分計画の刷新、さらには共同募金会の経営管理の整備などの改善を図ってきた。ところが42年9月に、行政管理庁から共同募金事業に関する行政監察結果に基づく勧告が行なわれた。その趣旨は、共同募金会の役員、評議員のなかに受配者が多く含まれていること、募金額の5割以上が社会福祉協議会に配分されており、その人件費、事務費に多く使われていること、募金の収納手続、募金経費の支出等に不適正なものがあると、共同募金は国民たすけあいの精神を基調とした国民の善意に基づく寄付金であることから、国民の信頼を裏切ることのないようこれらの点を改善すべきであるというものであった。

厚生省は、この勧告に基づき是正すべき点は改善是正することとし各都道府県に通達した。この結果42年度の共同募金はその成果が注目されたが、関係者の努力と国民の理解と支持を得て一般募金25億2千万円、歳末たすけあい募金9億8千万円と目標額を上回る実績を達成することができた。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

4 低所得対策

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯に対して生業費、医療費などを低利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行ない、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営なめるようにするものである。この制度は、単に融資するだけでなく、それと並行して民生委員が借り受け世帯に対して、その自立自活に必要な生活面での個別的な援助指導を行なうという点が特色となつている。

貸付けは、都道府県社会福祉協議会が行ない、その原資は、全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助する費用の2/3を都道府県に対して補助することになつている。貸付原資は年々累増されており、42年度までの都道府県の補助金累計135億9,500万円余が運用されている。

貸付資金の種類は、第3-5-9表のとおり7種類となつているが、制度の内容改善を図るため、42年度においては9月より貸付限度額の引上げ(更生資金及び身体障害者更生資金の生業費における特に必要と認められる場合20万円→30万円、同じく支度費1万5,000円→2万5,000円、療養資金10万円→特に必要と認められる場合15万円)を行ない、43年4月より貸付限度額の引上げ(住宅資金の改修費15万円→20万円、修学資金の修学費月額1,500円→特に必要と認められる場合月額3,000円、災害援護資金10万円→15万円)、貸付対象範囲の拡大(修学資金の高等学校→高等学校及び高等専門学校)償還期限の延長(修学資金5年→8年)を行なつたが、今後も情勢に応じて貸付条件の改善を図つて行く必要がある。

第3-5-9表 世帯更生資金貸付条件一覧

第 3-5-9 表 世帯更生資金貸付条件一覧
(43年4月現在)

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生 業 費	円以内 150,000	1年	6年	特に必要と認められる場合は300,000円以内 貸付期間3年以内
	支 度 費	25,000			
	技能習得費	月 2,500	6月		
身体障害者 更生資金	生 業 費	150,000	1年	8年	特に必要と認められる場合は300,000円以内 貸付期間3年以内
	支 度 費	25,000	6月		
	技能習得費	月 2,500	1年		
生活資金	生 活 費	月 4,500	6月	5年	貸付期間技能習得費又は療養資金借受中
	出 産 費	8,000		3年	
	葬 祭 費	8,000			
住宅資金	改 修 費	200,000	6月	6年	
	転 宅 費	12,000		3年	
修学資金	修 学 費	月 1,500	6月	8年	特に必要と認められる場合月3,000円以内 自宅通学10,000円以内 自宅外通学15,000円以内
	就学支度費	15,000			
療 養 資 金		100,000	6月	5年	特に必要と認められる場合150,000円以内
災 害 援 護 資 金		150,000	1年	6年	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3分、ただし、修学資金は無利子。

貸付状況は第3-5-10表のとおりであり、42年度末までに累計227億0,459万円、延べ貸付人員は34万5,000人に達し、毎年着実に増加している。そのおもな傾向としては、第1に、更生資金、身体障害者更生資金が毎年度件数、金額とも全体のほぼ半数を占めていること、第2に、住宅資金、修学資金の伸びが著しいことであり、総じて消費的な資金に比べ、将来果実を生むことが期待できる投資的な資金の著しい伸長傾向をみることができる。

第3-5-10表 世帯更生資金貸付決定状況

第 3-5-10 表 世帯更生資金貸付決定状況

	42 年 度		累 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	36,763	3,910,641	345,130	22,704,592
更 生 資 金	11,050	1,474,358	153,813	10,695,650
身体障害者更生資金	3,511	513,874	24,387	2,566,210
生 活 資 金	147	3,576	9,347	242,057
住 宅 資 金	9,106	1,033,341	41,177	3,730,047
修 学 資 金	5,095	188,286	19,943	769,331
療 養 資 金	5,044	340,590	72,550	2,725,663
災 害 援 護 資 金	3,810	356,616	23,913	1,976,599

厚生省社会局調べ

次に、償還の状況を見ると、償還期限到来額に対する償還済額の比率は、年々向上しており、42年度においては、84.6%に達している。

この制度の今後の問題としては、社会情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯の需要に相応した貸付条件の改善を図るとともに、実施機関の事務処理体制の充実強化、ことに各都道府県間における貸付け・償還などの均衡ある事業の推進を期することが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

4 低所得対策

(2) 授産事業

授産事業は、労働能力の比較的低い低所得者に対し就労の機会を与え、又は技能を修得させてその保護と自立更生とを図ろうとする社会福祉事業である。

授産施設には、保護授産施設(生活保護法による授産施設)と社会福祉事業授産施設(社会福祉事業法による授産施設)の2種がある。

授産事業は一定の施設に通つて行なう施設授産がたてまえとなつているが、稼働能力はありながら、育児や看護などの事情で毎日施設に通うことが困難な人々のため、家庭においても簡単な作業ができるように家庭授産も行なわれている。

授産施設の42年12月末における状況は、第3-5-11表のとおりで、利用状況は、施設授産1万283人、家庭授産1万2,048人、合計2万2,331人となつている。

第3-5-11表 授産施設の現況

第 3—5—11 表 授産施設の現況
(42年12月末現在)

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総 数	324	10,283	111	12,048
保護授産施設	161	5,214	40	2,680
社会事業授産施設	163	5,069	71	9,368

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

授産事業は、近年施設数、利用者数とも漸減の傾向にあるが、原因としては、経済の安定向上に伴う就労機会の増大による利用者の減少等が考えられる。しかし、一般労働市場の就業になじみにくい低所得者に対する施策として、なお重要な意義をもつている。今後の対策としては、効率的な作業種目の選定、設備等の整備、工賃の改善、設置者負担の軽減、販路開拓などの点で積極的な検討が必要と考えられる。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

4 低所得対策

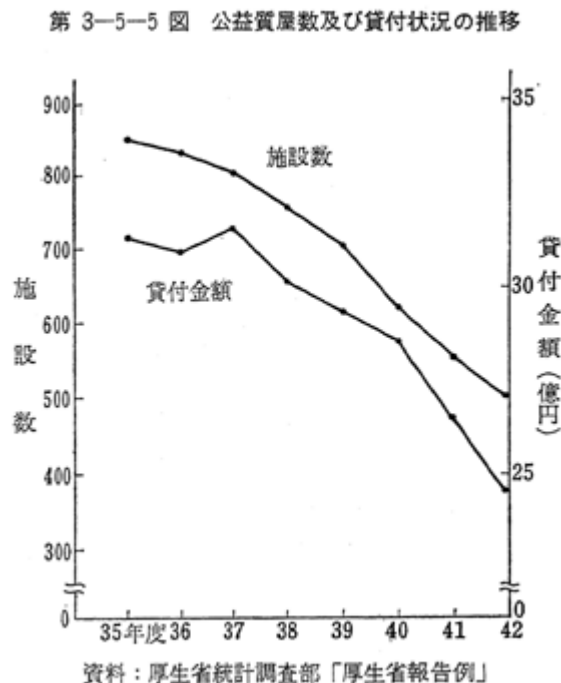
(3) 公益質屋

公益質屋は、市町村(特別区を含む)又は社会福祉法人が設置経営する低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は民営質屋と比較すると、利率(貸付利率の限度は月3分)その他の、点で質置主本位のたてまえがとられており、低所得階層に利用されている。

近年の公益質屋の設置状況及び貸付状況は、第3-5-5図のとおりで、年々減少する傾向にある。この原因としては、国民の所得水準の向上、社会保障諸施策の充実、信用販売制度の普及発達による一時支出の減少、小口資金の貸付制度の発達などが考えられる。一方、一口当たりの貸付金額は、年々増加の傾向を示している。

第3-5-5図 公益質屋数及び貸付状況の推移



公益質屋の収支状況は、近年赤字の増加傾向にある。これは利用者の減少による貸付金利息収入の減少と人件費の増加などが原因となつている。しかし現在においても相当数の利用者があるということは、設置している重要な意義があり、さらに経営の健全化を図るため、住民に対する制度内容の周知徹底を図るなど、地域の実情に応じた利用者のための適切な配慮が望まれる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

4 低所得対策

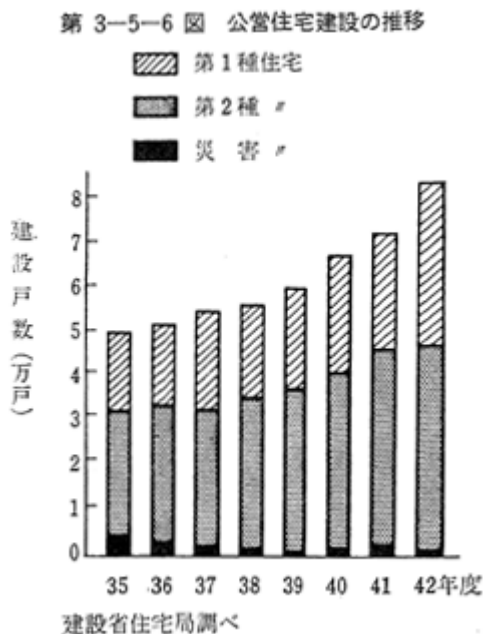
(4) 低家賃住宅

公営住宅は、現在、月収2万円をこえ3万6,000円未満の階層を対象とする第1種住宅と、月収2万円以下の階層を対象とする第2種住宅とに分れている。

このうち、第2種公営住宅については、低所得者の生活に重大な関連を有するところから、厚生大臣はその建設計画の作成、家賃及び入居条件等の変更その他について、建設大臣から協議を受けることとなっている。

公営住宅の建設は、公営住宅法に基づき年次計画により行なわれているが、42年度末現在の建設戸数は、約114万4,000戸で、その内訳は第1種住宅が58万戸、第2種住宅が43万8,000戸、災害その他の住宅が12万6,000戸となっている。42年度においては、第1種住宅3万3,000戸、第2種住宅4万9,000戸、災害住宅289戸がそれぞれ建設された(第3-5-6図参照)。

第3-5-6図 公営住宅建設の推移



なお、41年6月に制定された住宅建設計画法においては、45年度までに「一世帯一住宅」の実現を図るための住宅建設五か年計画が実施されている。これによると第1種住宅19万戸、第2種住宅29万戸(公営住宅の6割)の建設が予定されている。

低所得者にとって住宅問題は大きな比重を占めており、公営住宅に対する需要は大きい。近年における地価の高騰は第2種住宅の建設費にも影響し、家賃の水準も高額となっている。建設省調査による41年4月における家賃の状況は、中層耐火造りで第1種住宅の場合、東京で6,800円～8,600円、大阪で5,700円～7,200円、熊本で4,000円であり、第2種住宅の場合でも東京で4,200円～4,900円、大阪で3,700円～4,200円、熊本で

3,100円となっており,公営住宅建設に対する国庫負担の改善,地価対策等の措置が望まれている。

都道府県においては,第2種公営住宅の建設計画の作成については,建設部局及び民生部局の緊密な連絡のもとに,低所得階層の住宅事情の把握が行なわれ,入居に際しては家賃,敷金の減免,徴収猶予措置の配慮など,法の施策の促進が図られている。また,母子世帯,老人世帯,身体障害者世帯等に対しては,第2種住宅のわく内で特定目的向け住宅を設け,入居に際して優先的な取扱いが行なわれている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

5 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域を母体として、消費者としての一般国民が、みずからの生活の安定と向上をめざして自発的に組織する協同組織体である。

その事業内容は、(1)生活必需物資の供給事業(2)理容、美容施設、食堂、病院などの協同利用事業(3)火災、生命などに対する共済事業(4)教育、文化事業などである。

組合数は、1,225で、前年度に比べ、わずかの増加にすぎないが、組合員数は、毎年着実に増加を続け、41年度には817万人に達し、前年度(745万人)に比べ、72万人の増加となっている。

近時、消費生活協同組合は、消費者保護対策の観点から、各方面から再認識され、その果たす役割に対し、大きな期待が寄せられている。

最近、供給事業を行なう組合が、一部の有力な組合を除いて、伸びなやみの傾向がみられるが、近年の物価上昇等により組合への期待は大きくなつてきているとき、組合が真に消費者保護、消費者教育のにない手として大きく発展するためには、関係者の一層の努力が望まれるところである。

消費生活協同組合は、戦後の日用必需品の確保を中心とするものから、しだいに生活の多方面にその事業範囲を拡大してきており、最近、特に住宅事業の増大と共済組合の種類、規模の拡大は注目すべき傾向にある。

生活協同組合による住宅事業は、年金福祉事業団や労働金庫からの借入れに資金を依存している組合が多いが、42年度における生協住宅に対する事業団融資金額は17億円余にも達している。

また、共済事業を行なう組合の組合員数は460万人で、その数が大幅に増加してきたのみでなく、事業内容も大規模となり、火災共済金額の最高限度を300万円まで引き上げた組合も現われている。また、最近のいわゆる交通戦争といわれる事情を反映して、生活協同組合においても交通災害共済を実施する組合も数多くなつてきている。

なお、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律に基づき、都道府県が組合に対し貸し付ける設備資金の1/2を国が都道府県に貸し付けているが、この貸付資金額は、42年度は、41年度も同額の1,300万円となっている。

第3-5-12表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第 3-5-12 表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

		総数	供給	利用	共済	供給 利用	供給 共済	利用 共済	供給 利用 共済	不明
40 年 度	総数	1,170	589	106	69	379	2	2	13	10
	地域	510	221	103	55	116	2	2	4	7
	職域	660	368	3	14	263	—	—	9	3
41 年 度	総数	1,186	574	121	67	380	4	5	11	24
	地域	525	219	114	53	108	2	5	4	20
	職域	661	355	7	14	272	2	—	7	4

資料：厚生省社会局「消費生活協同組合実態調査」
 (注) このほか、連合会が40年度35, 41年度39ある。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

6 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに応急救助を実施することとされている。

42年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況をみると、そのおもなものは、7月豪雨、8月豪雨、西日本干害及びえびの吉松地区地震である。

7月豪雨については、日本の南岸沿いに停滞していた梅雨前線が台風7号くずれの弱い熱帯低気圧の接近にともない活発となり、北九州、瀬戸内沿岸、近畿地方に短時間にしかも集中的に多量の降雨をもたらし、山腹崩壊等が生じて多くの人命、住家に被害を出した。この災害によつて長崎県ほか8府県が災害救助法を適用したが、その被害状況は第3-5-13表のとおりである。災害救助法による応急救助の実施にあつては、特に年度当初改定した救助基準について、再度炊出しその他による食品の給与等一部の改定を行ない実情に即するものとした。

第3-5-13表 おもな被害状況

第3-5-13表 おもな被害状況

	府 県 名	人的被害(人)				住家の被害(世帯)				
		総 数	死者	行方不明	負 傷	総 数	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
7月豪雨	長崎, 佐賀, 福岡, 山梨, 広島, 兵庫, 大阪, 和歌山, 長野(9府県)	2,216	321	9	1,886	292,576	1,560	2,033	53,116	235,867
8月豪雨	山形, 新潟(2県)	952	105	34	813	67,857	1,277	4,053	19,525	43,002
えびの吉松地区地震	宮崎, 鹿児島(2県)	47	3	—	44	1,751	498	1,253	—	—

厚生省社会局調べ

続く8月豪雨は、三陸沖から日本海、朝鮮北部を経て大陸にのびる前線が停滞していたが、朝鮮東岸に発生した低気圧が東進するにつれて活発となり、羽越地方に集中的にしかも深夜のきわめて短時間に多量の降雨をもたらし、山腹崩壊による土石流が生じ、多くの人命、住家に被害を出した。この災害によつて新潟、山形、両県では災害救助法を適用したが、その被害状況は第3-5-13表のとおりである。

西日本では7月豪雨の直後より干ばつが続き、特に熊本、長崎の両県では離島等の条件が重なり、飲料水が枯渇する状態となつた。このため、熊本県で3市町、長崎県で1町の計4市町に対し災害救助法を適用したが、干

害に対して同法を適用して飲料水の供給を行なつたことはいまだかつて例をみないところであつた。

最後に、2月21日飯盛山の北西側宮崎県えびの町と鹿児島県吉松町を含む直径10km程度の地域に震度5の地震が発生し、局地的に多大な被害を出した。この災害によつて宮崎、鹿児島の両県では災害救助法を適用したがその被害状況は第3-5-13表のとおりである。

災害救助法による応急救助の実施にあつて、特に同地域がシラス台地と呼ばれる地質であつて山腹崩壊の危険があるので、これら危険地域に居住する住民に対して緊急避難用施設を設置して民生の安定を図る等の措置を講じた。

その他の災害をあわせると、第3-5-14表に示すとおり42年度には延べ22府県、113市町村に災害救助法を適用したこととなり、これに要する救助費総額は7億0,900万円、国庫負担所要額は3億5,300万円となつている(いずれも推計)。

第3-5-14表 災害救助法適用状況

第 3—5—14 表 災害救助法適用状況

	災害の名称	都 道 府 県 名	総 数	市(区)	町	村
総 数	実数 19	延数 22	113	41	60	12
7月6日	7月 集中豪雨	長崎, 佐賀, 福岡, 山口 広島, 兵庫, 大阪, 和歌 山, 長野	60	25	34	1
7月9日						
8月28日	8月 集中豪雨	山形, 新潟	38	11	17	10
9月22日	9月水害	岩手, 青森	2	2	—	—
9月29日	西日本 干 害	熊本, 長崎	4	1	3	—
10月13日						
10月28日	台風 第 34 号	和歌山, 宮城	4	1	3	—
2月21日	えびの地震	宮崎, 鹿児島	2	—	2	—
その他	火 災	秋田, 福島, 広島	3	1	1	1

厚生省社会局調べ

いずれにしても、災害時における応急救助は、あらゆる災害対策のなかで最も緊急を要するものであり、迅速なる被害状況の掌握と応急救助の実施体制の確立が強く要請されるところである。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

7 婦人保護

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、各都道府県に設置されている婦人相談所(全国46か所)を中心として、都道府県又は市に設置されている婦人相談員(全国475人)、都道府県、市又は社会福祉法人等が設置している婦人保護施設(全国64施設、定員総数2,312人)がそれぞれ実施にあたっており、これに民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員及び更生保護事業を営むものが協力し、要保護女子を発見した場合の連絡通報等を行なっている。

昭和42年度の婦人相談所及び婦人相談員の受付件数は6万5,346件で受付経路別にみると、本人自身の来訪というケースが婦人相談所においては41.9%、婦人相談員においては53.3%と最も多くこれらの機関が広く相談相手としての機能を果たしていることがわかる。また処理件数は6万7,403件でその処理の状況は、助言、指導が47.6%、関係機関、施設への移送が9.7%と多い。

婦人保護事業の対象となる要保護女子についてみられる最近の特徴は、半数以上が売春経歴のないものとなつており及びこれらの女子の知能指数が低くなつてきていることである。婦人相談所において受けた要保護女子のうち売春経歴のない者の比率は、40年58%、41年66%、42年69%と年々増加の傾向を示している。このため、婦人保護事業の重点を転落した女子の更生から、転落の未然防止に移す必要が生じてきている。また、婦人保護施設収容者の知能指数をみると70未満のいわゆる精神薄弱者が53%を占め、施設における生活指導、職能指導等のあり方も長期にわたる地道な指導が必要となつてきており、婦人保護長期収容施設が開設されている。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

8 地方改善事業

(1) 同和対策

「同和地区」あるいは「未解放部落」といわれる地区は、37年の総理府同和対策審議会の調査によれば、全国で4,160地区、約40万世帯、111万人となつている。これを地方別にみると、おもに近畿、中国地方など西日本に多い。

これらの地区は経済的、社会的に低位な状態にあるためにその生活水準は総体的に低く、なかでも生活環境においては立地条件が劣悪であるので保健衛生上、災害防止上憂慮すべき状態である。

厚生省においては、同和地区の環境改善を目的とする諸施設の設置、住民の生活改善、保健福祉の増進を図るための隣保事業の育成等を通じて同和対策を推進している。

同和対策として、28年以降42年までに市町村が国庫補助をうけて行なつた実績は隣保館298か所、共同浴場155か所、共同作業場192か所、下水排水路669か所、地区道路1,203か所などが設置されてきている。

同和問題は、単に厚生省が行なう事業のみで解決できるものではなく、ひろく一般国民の理解と認識にあわせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。

このため33年10月、内閣に同和問題閣僚懇談会が設置され、34年5月に同懇談会において「同和対策要綱」が了承された。厚生省の施策はこの要綱に基づいて進められてきたが、その趣旨は、同和問題解決のため年次計画をたて、地区の経済確立、環境改善、教育事業を三本の柱として、各種施策を推進することとし、実施にあたってはモデル地区を設定して地区住民の自覚と協力をもととして、各省の施策を実情に応じて集中的に実施し、有効適切な成果をあげようとするものである。

一方、35年総理府に同和対策審議会が設置され36年に内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の諮問を受け、40年8月に提出した答申のなかで環境改善、社会福祉、産業職業、教育、人権問題等についてその対策を提案した。

この答申に基づき41年6月総理府に同和対策協議会が設置された。同協議会は42年2月「同和対策長期計画の策定に関する意見」を提出し、同和対策審議会の答申に基づく政府施策を具体化させるための長期計画の策定方針をとりまとめた。

各省においては、44年を初年度とする10か年計画を樹立すべく42年9月から12月にかけて同和地区の実態調査を行なつた。今後の同和対策事業はこの計画に基づいて推進されることになつている。

第3章 社会福祉

第5節 社会福祉施設の整備及びその他の福祉施策

8 地方改善事業

(2) 不良環境地区改善事業等

同和地区のほかにも,都市におけるスラム,北海道における旧土人集落,石炭産業の不況をうけた産炭地等においては,積極的な環境改善事業が必要である。

これらの不良環境地区に対しては,建設省が住宅地区改良法に基づき改良住宅の建設を進めており,42年度には5千戸が建設されている。厚生省においても,不良環境地区の環境改善事業として,生活館,共同浴場,共同作業場等の設置に対し国庫補助を行なっている。その事業実績は,第3-5-15表のとおりである。

第3-5-15表 不良環境地区改善施設

第 3-5-15 表 不良環境地区改善施設

	41年度末現在	42年度実施分
生活館	84	28
共同浴場	12	—
共同作業場	24	4
下水排水路	27	16
共同炊事洗たく場	2	—
共同井戸	29	5

厚生省社会局調べ

また大阪市の愛隣地区総合対策の一環として,100床の病院を43年から2か年で整備する計画である。

一方,いわゆるへき地においても積極的な対策が必要であるが,厚生省では40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行なっている。へき地保健福祉館はへき地住民に対し,各種の相談,講習会,集会,保育授産などを行ない,保健福祉の積極的増進を図ろうとするもので,42年末までに全国で50か所が設置されている。